

平成18年度中山間地域等直接支払交付金 『集落協定の実施状況』を公表します

平成18年度の中山間地域等直接支払交付金は、国、県、市が分担し、市と協定を締結した30集落に50,475,541円が交付されました。

| 協定集落 | 協定戸数 | 交付対象面積(㎡) | 交付金額(円) | 協定集落 | 協定戸数 | 交付対象面積(㎡) | 交付金額(円) |
|------|--------|-----------------|-----------------|------|------|-----------|-----------|
| 松屋敷 | 4 | 10,175 | 213,675 | 篠沢 | 6 | 26,242 | 551,082 |
| 石倉 | 2 | 16,920 | 355,320 | 向村 | 26 | 119,366 | 1,867,125 |
| 桜平 | 3 | 19,174 | 402,654 | 長塚1 | 37 | 244,100 | 5,126,100 |
| 館 | 8 | 76,946 | 1,615,866 | 長塚2 | 6 | 21,980 | 369,264 |
| 平山 | 10 | 76,971 | 1,616,391 | 長塚3 | 34 | 171,478 | 1,371,824 |
| 柏木 | 5 | 55,943 | 1,174,803 | 長谷地 | 41 | 281,360 | 5,908,560 |
| 盲沼 | 2 | 26,080 | 438,144 | 測沢 | 5 | 18,292 | 384,132 |
| 泉田 | 7 | 44,981 | 967,091 | 道ノ南 | 31 | 152,285 | 1,756,545 |
| 大窪 | 28 | 215,892 | 4,533,732 | 両泉寺 | 16 | 95,610 | 2,007,810 |
| 八斗沢 | 13 | 117,444 | 2,466,324 | 中平 | 47 | 294,191 | 4,276,891 |
| 東栄 | 31 | 214,042 | 3,595,905 | 大・高 | 41 | 348,257 | 3,610,399 |
| 馬洗場 | 2 | 14,497 | 243,549 | 冷水 | 10 | 23,612 | 495,852 |
| 森田野 | 7 | 94,216 | 1,978,536 | 仙ノ沢 | 4 | 49,446 | 813,427 |
| 関口 | 7 | 21,535 | 452,235 | 高森 | 7 | 51,962 | 606,029 |
| 館・山中 | 2 | 16,445 | 276,276 | 個別協定 | 1 | 57,484 | 1,000,000 |
| 合計 | 30集落協定 | 協定面積 2,976,926㎡ | 交付金 50,475,541円 | | | | |

◎協定集落では、主に次のような共同取組活動を行っています。

◆農業生産活動 耕作放棄の防止活動、水路、農道などの管理・補修



水路の管理のようす

◆担い手の育成 認定農業者の育成、農作業の受委託促進



畦畔の草刈りのようす

◆多面的機能を増進する活動 周辺林地の管理

◆生産性収益の向上 機械・農作業の共同化

【直接支払制度とは】

中山間地域などの農地は、食料を供給するだけではなく、水源かん養機能、洪水防止機能による災害の防止や安らぎの場を提供するなどの「多面的機能」を担っています。しかし、中山間地域などでは過疎化や高齢化が進み、傾斜地が多いため農地などの管理が難しく、耕作放棄地の増加などにより「多面的機能」の低下が懸念されています。

このことから、「多面的機能」を確保するため、担い手の育成や農業生産活動などを実施した場合に交付金を交付する制度です。

問い合わせ先 農林課 (☎⑤111内線313)

市・県民税および所得税における「損害保険料控除」の廃止と「地震保険料控除」の創設

これまでの損害保険料控除を廃止し、新たに「地震保険料控除」が創設されました。

これは、地震災害に対する個人資産の保全を推進し、災害時における負担の軽減を図るために創設されました。同時に火災保険を主とする従来の損害保険料控除は廃止されました。

ただし、平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約については経過措置があります。

(短期損害保険料契約は適用されません)

平成19年度まで

支払った損害保険料の額に応じて一定の金額を所得から控除

【控除限度額】

長期損害保険料：1万円
(所得税：1万5千円)
短期損害保険料：2千円
(所得税：3千円)

平成20年度から

支払った地震保険料の2分の1の金額を所得から控除(所得税は支払った保険料の全額)

【控除限度額】

2万5千円
(所得税：5万円)

短期損害保険料は対象外

地震保険料控除の対象

平成19年1月1日以後に支払った地震保険料分

長期損害保険契約の経過措置

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険は、従前どおり損害保険料控除が適用できます。(控除限度額1万円。ただし、地震保険料控除と併用する場合は2万5千円)

▶長期損害保険＝契約期間が10年以上で、かつ満期返戻金があるもの

▶短期損害保険＝長期損害保険以外のもの

問い合わせ先 税務課 (☎⑤111内線184)